

福井県下水道協会
下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定等に関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(試験の受験資格)

第2条 規程第6条第1項第1号に規定する実務経験において、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計または施工については実務経験として認める。

(試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、指定市町等に対し、福井県下水道協会会長（以下「会長」という。）が定める期間内に、受験申込書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 規程第6条に規定する受験資格を有することを証する書類
- 二 写真（3箇月以内撮影のもの）
- 三 受験手数料払込金受領証またはその写し

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施は、試験運営委員会において試験の実施計画等を定めて行う。

(受験講習の実施)

第5条 規程第11条に定める受験講習の実施は、試験運営委員会において講習実施計画等を定めて行う。

- 2 受験講習の講師は、市町の職員から選任するものとする。ただし、必要に応じて他の者を選任することができる。

(社会的信用失墜行為による処分)

第6条 規程17条第1項第6号に定める社会的信用の失墜するような行為を犯し、それにより刑事処分を受けたときは、責任技術者が社会的信用の失墜するような行為が原因で、刑法により罰金刑以上の処分を受けたときのことをいう。

- 2 前項で規定する刑法とは、犯罪と刑罰について規定する全ての法令及び各種法令の罰則規定において刑事罰が規定されている場合の当該条文を含めたものとする。
- 3 責任技術者が、規程17条第1項第6号に該当した場合またはその事実が判明した場合には、直ちに登録を取り消すものとする。

(更新講習の実施方法)

第7条 更新講習の実施は、更新講習運営委員会において更新実施計画等を定めて行う。

2 更新講習の講師は、市町の職員から専任するものとする。ただし、必要の応じて他の者を選任することができる。

(市町等への事務委任)

第8条 会長は、市町等に対し、当該市町等の受験者及び責任技術者に係る試験及び講習会並びに登録に関する事務の一部を委任する。

(委任事務)

第9条 前条の規定による委任事務は、次のとおりとする。

- (1) 試験の受験申込の受理及び受験資格の審査
- (2) 試験の合格及び合格の取消しに係る通知等
- (3) 講習会の受講申込の受理
- (4) 登録及び更新に係る申請の受理並びに登録資格の審査
- (5) 責任技術者証の交付及び返納
- (6) 登録の取り消し又は停止に係る通知等

2 市町等は、前項に定めるもののほか、本協会の関係窓口として事務処理の協力を行う。

(責任技術者の処分)

第10条 規程第17条第1項における登録の取り消し及び一時停止については、「下水道排水設備工事責任技術者に関する違反行為等の処分基準」により決定する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条の要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。